

令和6年

佐賀県西部広域環境組合議会定例会会議録

第1回 開 会 : 令和6年2月26日
閉 会 : 令和6年2月26日

佐賀県西部広域環境組合議会

令和6年 佐賀県西部広域環境組合議会 第1回定例会 会議録

招 集 年 月 日	令和6年2月26日					
招 集 場 所	佐賀県西部広域環境組合 管理棟 議場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開会	令和6年2月26日 午後3時05分			議 長 川 内 聖 二	
	閉会	令和6年2月26日 午後3時40分			議 長 川 内 聖 二	
応（不応）招 議員及び出席 並びに欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠
	1番	桑 本 成 司	出	12番	森 田 明 彦	出
	2番	加 藤 奈 津 実	出	13番	松 尾 佳 昭	出
	3番	前 田 邦 幸	出	14番	今 泉 藤 一 郎	出
	4番	北 川 政 次	出	15番	水 川 一 哉	出
	5番	古 川 盛 義	出	16番	藤 瀬 都 子	出
	6番	松 尾 初 秋	出	17番	山 田 恭 輔	出
	7番	松 尾 勝 利	出	18番	井 上 敏 文	出
	8番	中 村 和 典	出	19番	田 島 健 一	出
	9番	中 村 一 堯	出	20番	片 渕 栄 二 郎	出
	10番	村 上 大 祐	出	21番	永 淵 孝 幸	出
	11番	川 内 聖 二	出	22番	江 口 孝 二	欠

<p>地方自治法 第121条の規定 により説明の ため議会に出席 した者の職指名</p>	管 理 者	深 浦 弘 信		
	副 管 理 者	小 松 政		
	事 務 局 長	井 上 泰 志		
	事 務 局 次 長	田 中 淳		
	事 務 局 参 事	森 博 文		
	事 業 2 係 長	小 野 原 竜 久		
<p>本会議に職務 のため出席した 者の職氏名</p>	議 会 書 記	小 林 亜 津 子		

令和6年 佐賀県西部広域環境組合議会 第1回定例会

令和6年2月26日(月)
午後3時05分 開会

1 議員着席

2 開会・開議

- 日程第1 議席の指定
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 議案の一括上程(管理者の提案事項に関する説明)
- 日程第5 議案第1号 佐賀県西部広域環境組合会計年度任用職員の給与及び
費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第2号 令和5年度佐賀県西部広域環境組合一般会計補正予算
(第3号)について
- 日程第7 議案第3号 令和6年度佐賀県西部広域環境組合一般会計予算について
- 日程第8 組合事務に対する一般質問

午後3時5分 開会

○議長(川内 聖二議員)

ただいまの出席議員は21名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日召集されました、令和6年佐賀県西部広域環境組合議会第1回定例会を開会いたします。

なお、開会前に報道関係者から取材の申し入れがなされており、これを許可しておりますのでご了承ください。

議事の進行上、江北町長 山田恭輔議員に、仮議席を指定します。

仮議席は、ただ今ご着席の議席を指定いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

日程第1、「議席の指定」を行います。

議員の交代がっております。今回交代された議員は、江北町長 山田恭輔議員です。

山田議員は、再びの選出となっております。

交代議員の議席番号は、前任議員の番号とすることが会議規則により定められておりますので、議席番号は、ただ今ご着席の、17番といたします。

○議長

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、

議席番号12番 森田 明彦 議員、

議席番号14番 今泉 藤一郎 議員

の両名を指名いたします。

○議長

日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日2月26日の1日間としたいと思っております。このことにご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間とすることを決定いたしました。

○議長

日程第4、議案の一括上程を行います。

本日上程の議案は3件でございます。朗読については省略いたしますので、ご了承願います。

なお、上程されている議案については、一括して提案理由の説明を求めます。管理者。

○管理者（深浦 弘信）

本日、令和6年佐賀県西部広域環境組合議会第1回定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、何かとご多用のところ、ご参集を賜り、誠にありがとうございます。また、日頃から本組合の運営につきましては、貴重なご指導、ご助言を賜っておりますことに深く感謝を申し上げます。本定例会に提出した諸案件をご審議いただくにあたり、組合運営についての所信の一端を述べさせていただきます。

本組合では平成31年4月から開始しました12年間の長期包括運営事業業務委託に基づき、運営事業者との綿密な連携のもと、長期的な展望を見据えた安定的かつ安全な管理運営に努めてきております。まず、昨年5月に新型コロナウイルス感染症が5類に移行し、経済活動の活性化によりごみ搬入量が増加していくのではないかと想定しておりましたが、令和6年1月末の時点での構成市町からのごみの搬入量は、46,175トンで、前年の同時期の46,990トンと比べ、マイナス2%、量にして815トン減少しております。

1月1日に発生した能登半島地震で被害の大きかった奥能登地方の4つの市と町では、平年の約60年分の災害ごみが発生する見込みであるとの報道もあっております。当広域管内においても令和元年、3年に大雨による災害に見舞われましたが、災害はいつ発生するか分かりません。余力を持った運転により、いつ災害が発生しても対応できるよう、ごみの減量化、資源化による循環型社会の実現へのご協力をお願いするとともに、組合としても一層の啓発に努めてまいりたいと考えております。

それでは、議案の概要をご説明申し上げます。

議案第1号「佐賀県西部広域環境組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」は、地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員への勤勉手当の支給について定めるほか所要の改正を行うものです。

次に、議案第2号「令和5年度佐賀県西部広域環境組合一般会計補正予算（第3号）について」は、歳入歳出それぞれ65万3,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を28億928万8,000円とするものであります。施設整備基金積立金の増額や燃料費高騰に伴う遠距離搬入補助金の増額、また、圧縮切断機整備事業における継続費の年割額の変更などを内容とするものであり、併せてご審議をお願い申し上げます。

次に、議案第3号「令和6年度佐賀県西部広域環境組合一般会計予算について」は、予算総額を歳入歳出それぞれ27億4,829万3,000円と定めるものであり、前年度に比べ2億4,410万9,000円の減となっております。

以上、今回提案いたしました議案の提案理由並びに概要をご説明申し上げますが、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長

日程第5、議案第1号「佐賀県西部広域環境組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

本案は、先ほど提案理由で説明がありましたので、補足説明を省略し、直ちに質疑に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

ご異議なしと認めます。

これより質疑を求めます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

質疑はありませんので、質疑を終わります。

これより討論を求めます。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

討論はありませんので、討論を終わります。

採決を行います。本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

○議長

日程第6、議案第2号「令和5年度佐賀県西部広域環境組合一般会計補正予算（第3号）について」を議題といたします。補足説明を求めます。事務局長。

○事務局長

議案第2号「令和5年度佐賀県西部広域環境組合一般会計補正予算（第3号）について」補足説明を申し上げます。

別冊の令和5年度一般会計補正予算（第3号）の1ページをご覧ください。

今回の補正額は、予算の総額に歳入歳出それぞれ65万3,000円を追加し、補正後の総額を28億928万8,000円とするものです。

3ページで継続費の補正をしておりますが、これについては、歳出の説明の際に改めて説明をいたします。

それでは、歳入についてご説明いたします。7ページ、8ページをご覧ください。

2款、使用料及び賃借料でございますが、昨年4月に供用開始し、地域住民の健康増進の場として利用していただいております松浦健康増進施設について、使用料収入が当初見込みよりも増える見込みであることから14万3,000円を増額補正するものでございます。なお、この使用料収入には、昨年7月からの伊万里市の施策として、伊万里市民に無償で利用してもらうための、伊万里市からの貸切利用料収入も含まれております。

9ページ、10ページをご覧ください。

4款、財産収入でございますが、施設整備基金の利子収入が当初見込みよりも増える見込みであることから、7万7,000円を増額補正するものです。

11ページ、12ページをご覧ください。

5款、基金繰入金でございますが、圧縮切断機整備事業において、実施設計業務の入札において入札減がありましたので、その財源となる施設整備基金繰入金を103万4,000円減額補正するものです。

13ページ、14ページをご覧ください。

7款、諸収入でございますが、歳出の項で説明いたしますが、遠距離搬入補助金の増額補正に伴う財源として、ごみ処理による売電収益受入金が当初見込みよりも増える見込みであることから、財源として必要な額、146万7,000円を増額補正するものです。

次に、歳出についてご説明いたします。15ページ、16ページをご覧ください。

1款、事業費、1項、事業費でございます。

12節、委託料でございますが、先程説明いたしましたように、圧縮切断機整備事業における実施設計業務委託の入札減が発生いたしましたので、103万4,000円を減額するものでございます。この圧縮切断機整備事業につきましては、継続費補正と関係しますので、ここで継続費補正の説明をさせていただきます。予算書3ページをご覧ください。補正前の項、令和5年度305万2,000円、令和6年度1,220万5,000円、令和7年度4億4,101万3,000円を計上しており、このうち、令和5年度の305万2,000円と令和6年度の1,220万5,000円を合わせた1,525万7,000円が実施設計に係る予算、令和7年度の金額は工事費及び工事監理費に要する予算として継続費に計上しておりました。補正後の令和5年度の201万8,000円は、入札後の実施設計業務委託料の令和5年度分で、令和6年度の5,307万円は入札後の実施設計業務委託料の令和6年度分807万円と、工事請負費に係る令和6年度分として、4,500万円が含まれております。令和7年度の4億118万2,000円は、令和7年度における工事費及び工事監理費となり、工事に関しては、額がまだ未確定でございますので、継続費総額は補正前と合わせた4億5,627万円としております。

15ページ、16ページにお戻りください。

負担金、補助及び交付金でございますが、これは、当クリーンセンターまでの距離が遠い、鹿島市、嬉野市、江北町、白石町、太良町の2市3町に対し、搬入補助金を支出するものでございまして、軽油単価の高騰により、146万7,000円を増額補正するものでございます。

続いて、基金積立金でございますが、施設整備基金の利子収入が当初見込みよりも増えることから7万7,000円を増額補正するものでございます。

続いて、2項、地域振興対策費でございます。

基金積立金でございますが、昨年の当初予算の説明の中で、松浦健康増進施設の施設使用料については、直接運営費に充当せず、一旦基金に積み立てると説明をしておりました。したがって、施設使用料が当初見込みよりも増える見込みであることから、施設整備基金積立金として14万3,000円を増額補正するものでございます。

以上で補足説明を終わります。宜しくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長

これより質疑を求めます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

質疑はありませんので、質疑を終わります。

これより討論を求めます。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

討論はありませんので、討論を終わります。

採決を行います。本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

○議長

日程第7、議案第3号「令和6年度佐賀県西部広域環境組合一般会計予算について」を議題といたします。補足説明を求めます。事務局長。

○事務局長

議案第3号「令和6年度佐賀県西部広域環境組合一般会計予算について」補足説明を申し上げます。

「令和6年度佐賀県西部広域環境組合一般会計予算書」及び「第1回定例会議案説明資料」のご準備をお願いいたします。

まず、歳入の主なものについてご説明申し上げます。

予算書6ページ、7ページ、議案説明資料4ページをご覧ください。

1款、分担金及び負担金、1項、負担金、1目、負担金につきましては、各構成市町からの負担金として、20億7,436万7,000円、加えて長期債元利償還金交付税措置額負担金として伊万里市から3億4,200万円、合計24億1,636万7,000円を計上しています。

構成市町毎の負担金額につきましては、各市町からのごみ搬入見込量をもとに算出をしており、予算書7ページに記載のとおりでございます。

続きまして、予算書8ページ、9ページをご覧ください。

2款、使用料及び手数料として1億2,537万2,000円を計上しております。その主なものは、一般廃棄物処理手数料で1億2,467万7,000円を計上しております。

続きまして、予算書10ページ、11ページをご覧ください。

3款、国庫支出金として1,542万9,000円を計上しております。これは、現在、実施設計を行っております圧縮切断機整備事業の財源となる国庫補助金でございます。交付金が2種類ありますが、循環型社会形成推進交付金につきましては、実施設計に係る交付金となっており、廃棄物処理施設整備交付金につきましては、令和6年度から行う工事に係る交付金となっております。

続きまして、予算書18ページ、19ページをご覧ください。

7款、諸収入として、1億5,322万2,000円を計上しております。主なものとして、ごみ処理に伴う売電の収益金、有価物の売却代金となっております。

続きまして、歳出の主なものについてご説明申し上げます。

予算書22ページ、23ページをご覧ください。

2款、総務費、7節、報償費にポスター・標語コンクール審査員謝礼等とありますが、この建物の1階玄関左に掲示しておりますけれども、令和3年度から実施しております小学4年生を対象とした標語コンクール、小学5年生を対象としたポスターコンクールを令和6年度も実施し、子ども達を通じて家族へのごみ減量化、リサイクル推進を啓発してまいります。

予算書24ページ、25ページをご覧ください。

12節、委託料にさが西部クリーンセンターさわやかグラウンド・ゴルフ交流大会運営委託料がありますが、令和6年度からの新規事業でございます。健康づくりの意識高揚を図りながら、ごみ減量化の重要性や具体的な取り組み方法などごみ問題への理解を深めてもらうため、各構成市町から参加を募って、グラウンド・ゴルフ大会を開催するものでございます。

続きまして、予算書28ページ、29ページをご覧ください。

3款、事業費、12節、委託料として、一般廃棄物処理施設長期包括運営事業業務委託料ほか8件の委託料として16億5,749万5,000円を計上しております。このうち、現在実施しております圧縮切断機の整備における実施設計業務委託料の令和6年度分として807万円を計上しております。

14節、工事請負費として5,000万円を計上しておりますが、このうち圧縮切断機の整備に係る工事請負費として4,500万円が含まれております。

続きまして、予算書30ページ、31ページをご覧ください。

2項、地域振興対策費として1,907万4,000円を計上しております。これは、昨年3月に竣工し、4月から供用開始をしております松浦健康増進施設の運営経費となっております。

続きまして、予算書34ページ、35ページをお願いいたします。

4款、公債費として8億9,011万3,000円を計上しております。長期償還元金と利子になります。

予算書38ページから43ページには給与費明細書、44ページ、45ページには圧縮切断機整備事業の継続費調書、46ページ、47ページには債務負担行為調書、48ページには地方債の調書を掲載しております。

なお、予算書の裏表紙には、今年度実施したポスター標語コンクールの入賞作品を掲載しておりますので、ご覧いただければと思います。

以上で補足説明を終わります。宜しくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑を求めます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

質疑はありませんので、質疑を終わります。

これより討論を求めます。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

討論はありませんので、討論を終わります。

採決を行います。本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

○議長

日程第8、組合事務に対する一般質問を行います。

一般質問は、2番加藤奈津実議員から通告がなされております。

加藤奈津実議員の発言を許可いたします。加藤奈津実議員。

○2番（加藤 奈津実議員）

議席番号2番、伊万里市の加藤です。本日私は一般廃棄物収集運搬業等の許可業者の料金未払い時の対応についてお伺いをいたします。

この質問をするに至りましたのは、昨年10月の定例会の折に決算認定の際、収入未済額3万6,000円について議案質疑をしたことを受けたものです。

その時と答弁が重なる部分もあろうかと存じますが、確認の上でもぜひ再度ご答弁をいただければと思います。

その際の答弁では、収入未済額3万6,000円については、令和3年度に発生した許可業者の搬入による料金後納の未払い分という説明がなされました。

まずこのことについて、料金未払い時の督促方法は誰がどのように行うのか。この今回の3万6,000円のことに限らず一般的なものとして、未払い時の対応についてお伺いして壇上よりの質問といたします。

○議長

事務局長。

○事務局長

加藤議員の質問にお答えをいたします。

料金未払い時の督促方法は一般的に誰がどのように行うのか。佐賀県西部広域環境組合では、一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例第4条の規定に基づき、搬入を許可された者から同条例第7条で定めた一般廃棄物処理手数料を徴収することとしており、当クリーンセンターの計量棟にて、直接お支払いいただくか、後納扱いとなっている許可業者等につきましては、1か月分をまとめて請求をしております。この手数料が未納となった場合には、組合が一般廃棄物を搬入した者に対し、督促、催告を行うようにしております。

○2番（加藤 奈津実議員）

10月のご答弁では、令和3年度に発生した3万6,000円についてはいまだ未回収の状況であるのご答弁であったと思います。その後のこの督促状況と回収状況について、これまでの督促状況を踏まえた答弁をお願いいたします。

○事務局長

お答えいたします。

令和3年度に発生した3万6,000円の収入未済額についての回収状況でございますが、現時点においても未収となっております。これまでの督促状況でございますが、令和3年5月に許可業者が搬入した一般廃棄物の処理手数料で、また後納扱いの許可業者でございましたので、翌6月頭に6月末納期限の納付書を発送し、未納でありましたので、令和3年度中に4回催促を行い、令和4年度中は1回催促を行ったところでございますが、支払いにに応じていただけない状況でございます。今年度につきましては、今後行うようにする予定でございます。

○2番（加藤 奈津実議員）

これまで5回催促をされているということで、今年度についてはいまだ実行していらっしゃらないという事で、今はもう令和6年2月ですので今年に関してはいまだにされていないことに疑問を感じますが、今年度中に必ず実行していただければと思います。

こちら令和3年5月に発生したもので、5年で時効を迎えるものかと思えます。ですので、あと2年で時効を迎えることになると思えますので、払っていただくべきものは払っていただくように、きちんとお願いしていただきたいと思えます。

こちらに関してですね、料金の未払いがある許可業者について、その後令和3年5月以降に搬入に見えているか、また、これについて受入れ拒否等の罰則があるかについてお伺いをいたします。

○事務局長

お答えいたします。

令和3年5月に許可業者が搬入した分で、その当該事業者につきましては令和3年5月以降の搬入実績はございません。先程督促の話をいたしましたけれども、今後につきましては、最終的にはこの一般廃棄物処理手数料の性格上、強制徴収ができる債権ではございませんので、最終的には司法の力をお借りして民事事件として解決すべき事案となることから、弁護士等に相談しながら適切に対処してまいりたいと考えております。

なお、当組合の条例あるいは、規則において、一般廃棄物処理手数料の未納を理由として、一般廃棄物の搬入を制限できるといった規程はございません。

○2番（加藤 奈津実議員）

組合の条例で受け入れ拒否等はできないということで、であればですね、これ拒否は、未納があつてから持ってきていらっしゃらないから、受入れ拒否等受入れはしていませんけれども、仮にですね、例えば、料金後納業者ですので、毎月10万円分仮に搬入がされた場合、現状では受け入れざるを得ない状況かと思えます。毎月例えば1年で120万円ですよ。こういった状況が現在の条例では許される

状況かと思えます。またですね受入れは組合でされていますけれども、収集運搬の許可を出しているのは各自治体、ここに参加されている市町のほうで許可を出されていると思えます。許可の状況について伊万里市といくつかの市町の状況を調べたんですけども、伊万里市廃棄物の減量及び適正処理並びに環境美化に関する条例の施行規則で定められております。こちらの許可の申請においてですね、この許可を出す際に何らかの、市税等の未納であるとか手数料の未払いがあることで許可を出さないといったような項目が設定されておられません。ですので、いま当組合に未払いがあったとしても、各市町の規則、条例等も同じような状況でしたので、この許可を、組合の未払いを理由に許可を出さないということもできない状況にあると思うんですね。ですので、市町で許可を出すところらで受け入れざるを得ない状況、というのはいささか問題ではないかと思えます。ですので、そんなに厚かましい業者はいないだろうと思われまますけれども、それが許される状況は問題だと思えます。このことについて組合の条例、規則等で制限をかける必要はないか、ご検討をお願いしたいと思えますが、どのようにお考えになりますでしょうか。

○事務局長

お答えいたします。

手数料未納を理由とした一般廃棄物の搬入制限につきましては、他市町における規則等の制定状況を見ながら、こちらの方で検討させていただきたいと思えます。以上でございます。

○管理者

先程ですね一般廃棄物手数料の未払の問題。本当に遺憾な話だと私は思うんですね。ここに持ってきてそして未納だと。私としても、実効力のある実際の効力のある条例なり決まりはどうするかと。ただ、事務局に聴くと令和3年5月以降については来ていないんだというふうなこと。それと第一義的には、3万6,000円という小さい金額であっても、法的な部分、弁護士等を通じて督促を行って、法的な事を行うべきではないかと思っておりますが、まあ一義的には3月末までの納入をやっていただきたいという事は言っていきたいというふうに思っております。

それともう一つ、今ありましたね、今の条例なりでは規制できないんじゃないかということがあります。そういうふうな中ではですね、ではやはり単独自治体で許可をしながら、単独自治体で処理をしているところはそういう面ではやりやすいんだろうと思うんですね。まあ一部私のほうも事務局に言いまして、条例等を調べさせておりますが、この条例あまり無いんですね。じゃなくて、ないからしなくていいかという、こういうふうな、まあ言葉としては不埒などうか、そういうふうな業者の方から多分もらっているはずですから、それを納入しないというふうなのが現実残っているんですね。それについては当然法律的なことでの対抗手段を取るべきだというふうに思っておりますので、条例については制定する方向で考えていきたいと思っておりますし、もう一つ、許可するのは市町ですから、今回の関係する市町、伊万里市も含まれておりますが、当然許可する側としての考え方というのを持つ必要があるというふうなことも分かっております。許可は単独で行って、処理は組合で行うという形になっておりますので、その整合性をいかにとるかというふうな事もあります。やはりこういうふうな事が起こったことについては、やはり問題があると思っておりますので、今後については早急にこの条例、も

しくは規則になるかもわかりませんが、担当課長会とか副首長会等を開きながらですね、こういうことが起こらない、起こせない形の条例等について早急に検討したいというふうに思っております。以上です。

○2番（加藤 奈津実議員）

この組合が設立されてから、未納が起こったのが初めてだというふうにお伺いしております。で、じゃあこの業者がこの未納以降来ていらっやらないのも、きっと滞納があるから受け入れてもらえないんじゃないかという気持ちもあられるのではないかなと思います。たとえば、保育料しかり、児童クラブしかりですね、前年度に未納があったら次の年度申しこめないような規定にどこでもなっているかと思しますので、未納があったら次使えないというのは当然かと思えます。ですので、こういった事を起こさせないためにもですね、管理者がおっしゃったように、ぜひ条例、規則の整備を急いでいただくとともにですね、各市町の規則を今一度見ていただくことも考えていただいてですね、各市町の協力を得ながら進めていただければと思います。以上です。

○議長

これで加藤議員の一般質問を終わります。

以上で、本議会に提出されました議案の審議、討論、採決など、すべての日程が終了いたしました。

お諮りいたします。ただ今までに議決されました各議案について、条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、その整理を議長に一任していただきたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字その他の整理は、議長に一任していただくことに決定いたしました。

これをもちまして、令和6年佐賀県西部広域環境組合議会第1回定例会を閉会いたします。

どうもお疲れ様でした。

午後3時40分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議長

署名議員

署名議員
